

稲沢市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、稲沢市のスポーツ振興発展に寄与し本会の運営並びに事業遂行に顕著な功績のあったものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰は、体育功労者表彰、体育功労者特別表彰及び稲沢市スポーツ協会加盟団体特別表彰とする。

2 体育功労者表彰は、次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 稲沢市スポーツ協会役員及び稲沢市スポーツ協会加盟団体役員で現に役職に10年あるもの
- (2) 稲沢市スポーツ協会役員及び稲沢市スポーツ協会加盟団体役員で現に役職に20年あるもの
- (3) 稲沢市スポーツ協会役員及び稲沢市スポーツ協会加盟団体役員で現に役職に30年あるもの
- (4) 稲沢市の代表選手として県大会に優勝した選手・監督及び登録されたそのコーチ・マネージャー
- (5) 愛知県の代表選手として全国大会等に参加した選手・監督及び登録されたそのコーチ・マネージャー
- (6) オリンピック大会・アジア大会・世界選手権に参加した選手・監督及び登録されたそのコーチ・マネージャー
- (7) 前第4号・第5号・第6号に該当する選手の育成に直接功労のあったもの

3 体育功労者特別表彰は、次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 稲沢市スポーツ協会役員及び稲沢市スポーツ協会加盟団体役員で現に永年役職にあるもの
- (2) 稲沢市のスポーツ振興発展に特に顕著な貢献があったもの

4 稲沢市スポーツ協会加盟団体特別表彰は、次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 愛知県青年体育大会において3年連続優勝した競技団体
- (2) 東海大会・全国大会で優勝した競技団体
- (3) 上記の何れかの号で表彰したものは他の号では表彰しない。

(申請の方法)

第3条 第2条に該当するものがあるときは毎年12月末日までに推薦書(様式1)及び大会参加者名簿(様式2)を本会会長に提出する。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者及びその方法は常任理事会において決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰状又は感謝状を授与し記念品を贈呈する。

2 第2条第4項の場合においては1競技団体に表彰状又は感謝状を授与し報償費を支給する。

(表彰の時期)

第6条 毎年1月1日から12月31日の間に表彰基準の各号に該当したものを翌年3月末日までに表彰する。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 稲沢市体育協会表彰規程(昭和43年4月1日施行)は廃止する。
- 3 県大会・全国大会等の範囲及びその他細部については別の内規による。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。